新規申請（薬局）

薬局を開設するときは、薬局開設の許可を受けることが必要です。

申請書	様式第一（医薬品医療機器等法施行規則第一条関係）
提出時期・部数	事前、１部
手数料	２９，２００円
添付書類	
①平面図	次の事項について図示等してください。 ・薬局の面積（１９．８㎡以上）、 調剤室の面積（６．６㎡以上）（内法で寸法記載） ・調剤室内の概要 ・薬局製造販売医薬品陳列区画（薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合）（取り扱わない場合不要） ・要指導医薬品陳列区画（取り扱わない場合不要） ・一般用医薬品陳列設備（取り扱わない場合不要） ・第１類医薬品陳列区画（取り扱わない場合不要） ・冷暗貯蔵のための設備 ・鍵のかかる貯蔵設備 ・情報提供を行う場所 ・兼営事業*その他の陳列設備 ・床及び天井の素材（不浸透性素材） ・出入口等 ※デパート、スーパーマーケット等の大型店舗内に開設する場合は、その店舗内の位置図も添付すること。
②別紙（薬局）	次の事項を記載してください。 1. 販売・授与する医薬品の区分 2. 一日平均取扱処方箋枚数 3. 兼営事業*の種類 4. 冷暗貯蔵のための設備の有無 鍵のかかる貯蔵設備の有無 5. 情報提供を行う場所の数 要指導医薬品又は第１類医薬品の情報提供を行う場所の数（取り扱う場合）
③従事者表	管理者及びその他の薬剤師・登録販売者について、次の事項を記載してください。 ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・種別 ・週当たり勤務時間数 ・登録番号及び登録年月日

	④営業日・営業時間表	次の事項を記載してください。 通常の、 ・薬局の開店時間 ・要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間（取り扱う場合） ・第１類医薬品・要指導医薬品を販売する開店時間（取り扱う場合） ・特定販売を行う営業時間（特定販売を行う場合） ・休日
	⑤登記事項証明書	申請者が法人であるときに必要です。
	⑥診断書	申請者（申請者が法人であるときは責任役員を含む）が欠格条項（法第 5 条第 3 号ヘ）に該当するおそれがある場合に必要です。 ・申請者（申請者が法人であるときは責任役員を含む）の精神の機能の障害に関する医師の診断書
	⑦使用関係を証する書類	薬局管理者、その他の薬剤師・登録販売者について必要です。（申請者である場合を除く。） ・使用関係証書　または　雇用契約書の写し （雇用契約書の写しの場合、原本と照合しますので原本を持参してください。）
	⑧設備器具一覧表	設備器具の個数等を記入してください。
	⑨医薬品等の販売・授与の業務を行う体制に関する申告書（薬局）	業務を行う体制の概要を記入してください。
	⑩特定販売の概要	特定販売を行う場合、次の事項を記載してください。 ①特定販売を行う際に使用する通信手段 ②特定販売を行う医薬品の区分 ③営業時間のうち特定販売のみを行う時間 ④都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監視を行うために必要な施設の概要（特定販売のみを行う時間がある場合） ⑤特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは、主たるホームページアドレス（URL）及び主たるホームページの構成の概要 ⑥特定販売を行うことについての広告に、正式名称と異なる名称を表示するときは、その名称
	⑪放射線医薬品の種類や設備の概要	放射線医薬品を取り扱う場合に提出してください。
	⑫健康サポート薬局の届出書添付書類	健康サポート薬局である旨の表示を行う場合に提出してください。
免許証又は登録証の確認		薬剤師免許証・販売従事登録証の確認を行いますので、申請時に原本を持参してください。 ※薬局開設者が原本照合した旨の記載がある免許証、登録証の写しでも可能です。 （薬局において薬事に従事する薬剤師・登録販売者すべて）
その他		薬局の実地調査を行う時に、次の書類等の確認をあわせて行いますので、準備してください。

	・指針（医薬品の安全使用、情報提供、医薬品販売等） ・業務手順書（　　〃　　） ・薬局における掲示　　・薬局の管理に関する帳簿 ・販売記録（要指導医薬品及び第１類医薬品は義務）
申請時の注意事項	・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。 ・(ア)診断書 　発行日から**<u>３ヶ月以内</u>**のものが有効です。 ・(イ)登記事項証明書 　発行日から**<u>６ヶ月以内</u>**のものが有効です。 （ア)、(イ）については、同一の書類がすでに提出されていてそれぞれの有効期間内の場合、省略することができます。 ・(ア)、(イ）以外の添付書類については、同一の書類がすでに提出されていて、６ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。 （記載例） 〇〇は、△年△月△日に××薬局の□□届の添付書類として提出したため省略 ・*兼営事業：店舗販売業以外の業務を併せ行う事業 （例　高度管理医療機器等販売業等） ・提出書類は１部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は写しを別途準備してください。 ・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kumamoto.jp/ 熊本市ホームページ＞申請書ダウンロード＞絞り込み検索（「薬局」を入力）